

様式 2

不利益処分に係る処分基準

処 分 の 名 称		自動車臨時運行許可番号標の取消し、失効告示
根拠条例・規則名		さいたま市自動車の臨時運行許可に関する規則
条 項		第5条、第6条、第7条
所 管 部 課		各区役所 区民生活部 区民課
処 分 基 準	基 準 (未設定の場合はその理由)	<p>申請者が偽りその他不正の行為により、臨時運行許可を受け、又は不正に使用したときは、直ちに許可を取り消すものとする。</p> <p>番号標を亡失し、または損傷した者は、相当額の弁償をしなければならない。</p>
	設定等年月日	平成 13 年 5 月 1 日設定 平成 20 年 12 月 15 日最終改正
備 考		